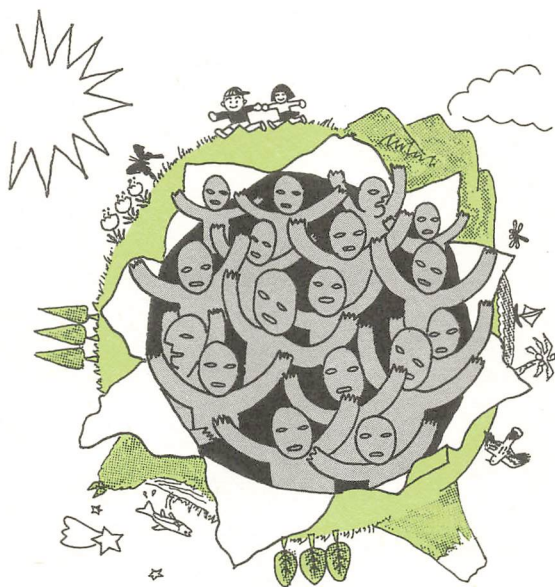


産廃 はい さん ってなあに?

— 私たちの暮らしと産業廃棄物 —



産業廃棄物を考える熊本連絡会

はじめに

最近とみに産業廃棄物の処理をめぐる、さまざまな問題発生のニュースが目につくようになりました。

使い捨てや買い替えがこんなにも容易に出来るようになると、その一方で、廃棄物が増え、それに伴いトラブルも多くなっています。

産業廃棄物の場合、法律では排出事業者の責任を義務つけています。しかし、処理・処分のほとんどを処理業者に任せている今のシステムに、問題を生む原因の一端があることは否めません。

また、ひとたび問題が生じてしまうと、責任の所在があいまいな上に、その解決のために膨大な費用と年月を必要とすることは、アメリカのシリコンバレーや熊本市高平台の例が示す通りです。

廃棄物の有害性が増すにつれ、その処理のためのコストは高くなります。より安価に処理するために、法の不備をついて不法投棄が行われます。

また、活発な産業活動によって生じる廃棄物が、高速道路等を使って過疎の山間地へと運ばれて来ています。その中にどんな危険な物が含まれていると一つ一つを監視することは出来ません。

もし有害物質が安易に捨てられたとすると、それが地下にもぐり、網の目のような水脈を通して、数日後か一ヶ月後か一年後、もしくは十年、いやそれ以上の年月を経て飲料水の中に入り込むことになります。

有害物質による地下の汚染はとても広範囲に及ぶことになります。

飲料水を地下水に依存している熊本県民としては自分自身はもとより、子や孫の命までがおびやかされる深

刻な問題なのです。

産業廃棄物処理の実情を探り、私たちの大量消費社会を維持するために作り出される廃棄物の処理を、生活者全体の問題としてとらえ直し、適正処理のための公共関与のあり方を模索していくために、一九九二年十二月、私たちは「産業廃棄物を考える熊本連絡会」を発足させました。

そして、一人でも多くの皆さんにこの問題を考えていただけるようにと、この小冊子「産廃ってなあに？」を作りました。

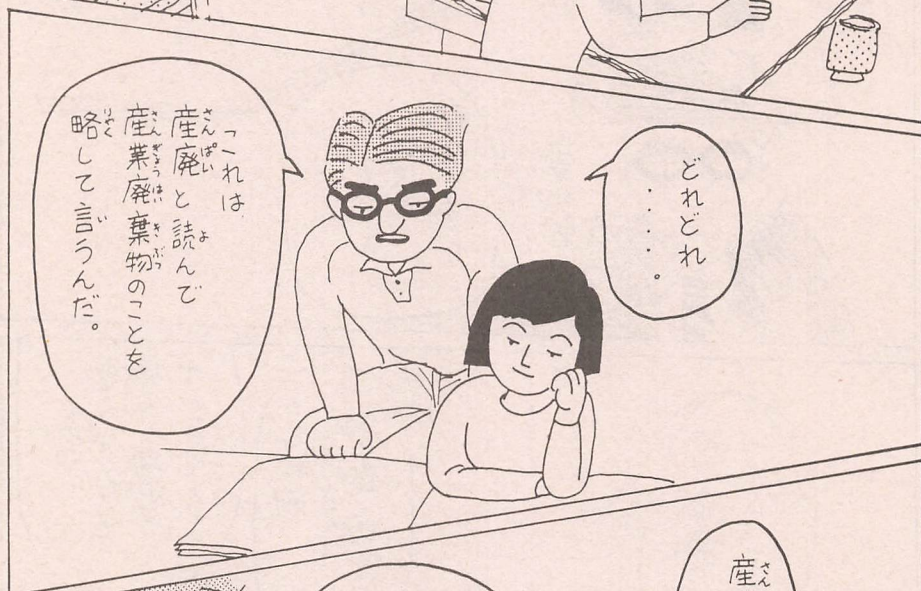
お読みいただいた上で、御意見をお寄せいただければ幸いです。

一九九三年十一月

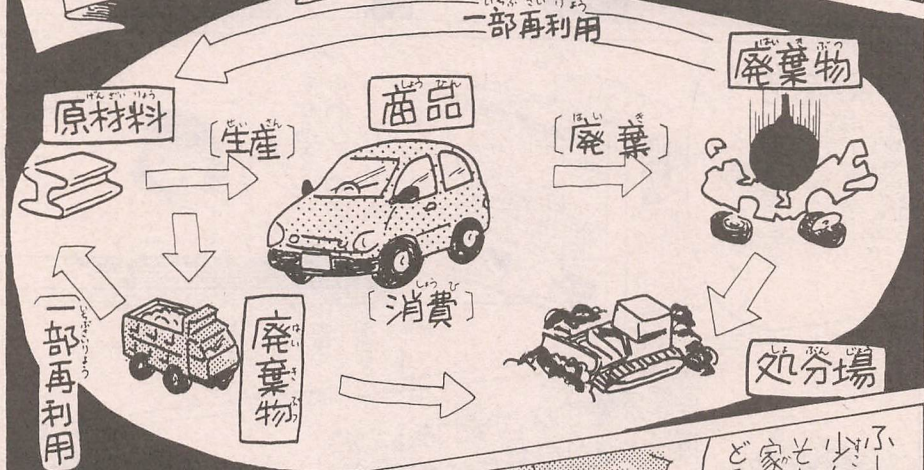
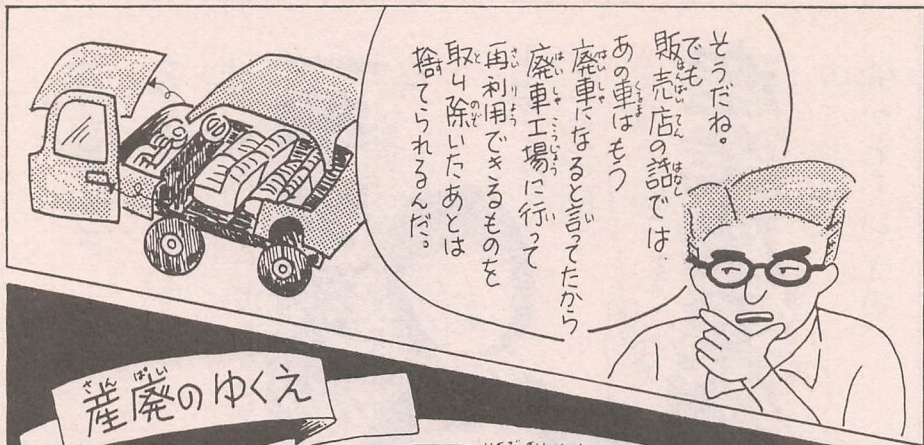
「産業廃棄物を考える熊本連絡会」

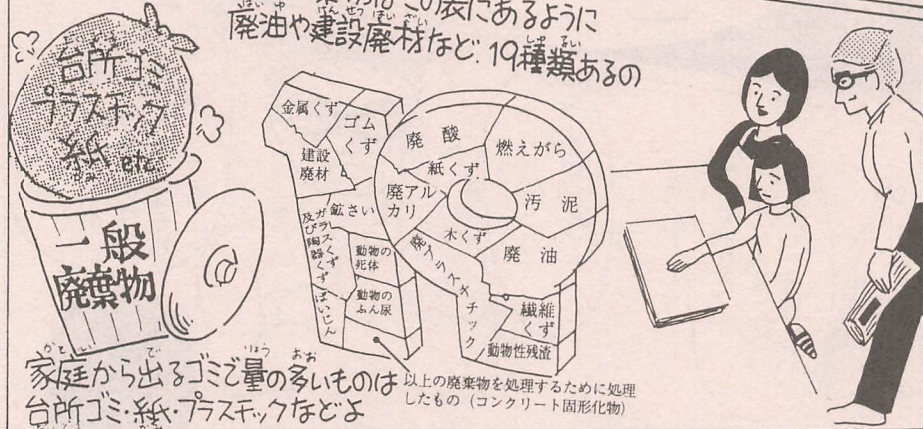
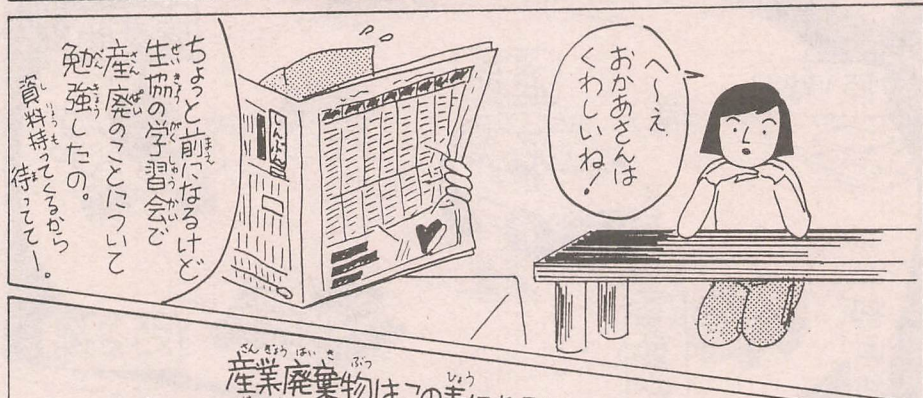
マンガ

「さんぱいってなあに？」









年間の排出量

- ・一般廃棄物 4800万トン
—1988年—
- ・産業廃棄物 3億9500トン
—1990年—
(前回1985年より 26%増)

それは産業廃棄物の量と比べるとどうなの？

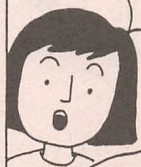


はいはい、産業廃棄物は一般廃棄物の約8倍で、東京ドーム320杯分の重さになるわ。

(1990年)



ものすごい量ね!!
それでその産業はどうしてるの?!

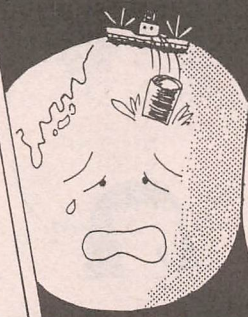


一般廃棄物の処理は市町村などの自治体が行なっているわね。産業は出している事業者の責任で行なうよう法律で義務づけられているけど、実態はほとんど産業物処理業者に任されているの—。

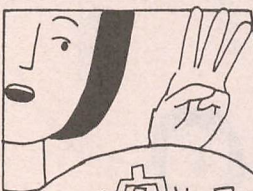
廃棄物の再生利用減量が進み、排出された廃棄物全体の38%が再生利用され、39%が中間処理によって減量された。この結果、最終処分場に投棄されたのは全体の23%に当たる8900万トンで、前回(1985年)より200万トン減った。
—1990年—

産業の一部は再生利用されるけど、残りは焼却されたりそのまま最終処分場に埋め立てられているわ。

海洋に投入処分されるものもある—。



最終処分場はその廃棄物の種類によって安定型、管理型、断絶型の3つのタイプがあるの。



安定型
管理型
断絶型



H市では
小学校のそばに
処分場ができる

というところでみんな
反対してるんだね。



M町では

水道水を供給している

水源の上に

処分場ができるというので
反対運動が広がっているわ。



でもどこかに
処分場をつくらないと
困るんじゃないの？



そうね。
毎年産廃の量は
増加しているし、
処分場がないと
不法投棄を
増やすことになるし
！。

じゃあ
どうしたら
いいの？

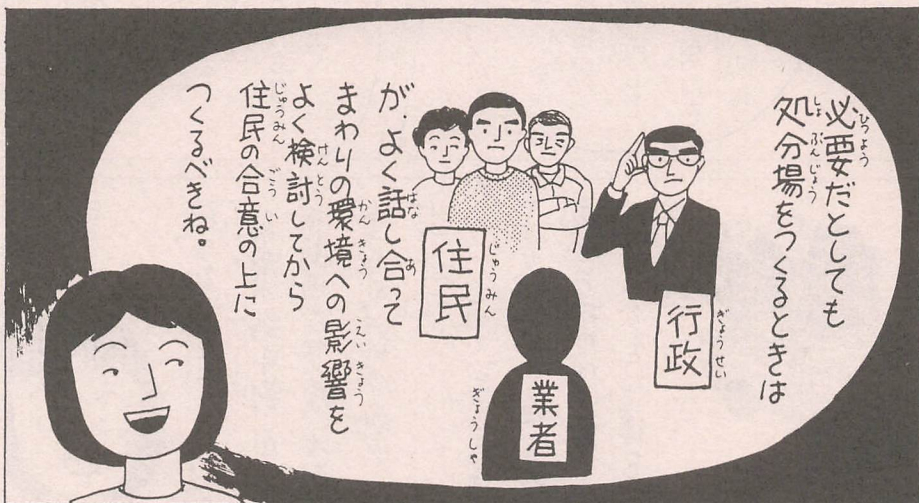
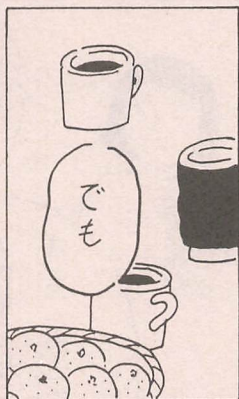
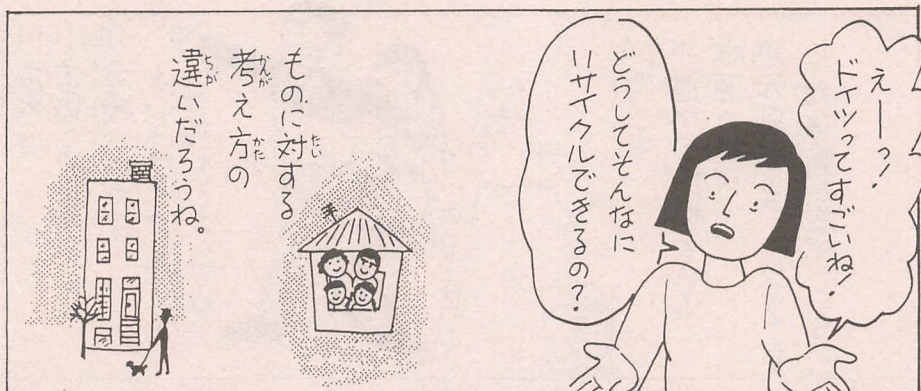


産廃を出している
企業ができるだけ
産廃を再生利用して
その量を減らす努力を
することが一番大切ね。

日本では現在
産廃の約4割しか
再利用されてないけど
ドイツでは約9割が
リサイクル

されているそうよ。
ものを作ったら最後まで
責任を持たなければ
ならないという法律を
作っているからよ。





行政のすることは
他にどんなことがあるかな？

K子にはちよつと難しいけど、
いま言っただけ分場建設の許可のあり方、
違反の際の罰則、
排出企業の責任
などについて
法律や条例の
整備をすべきでしょうね。



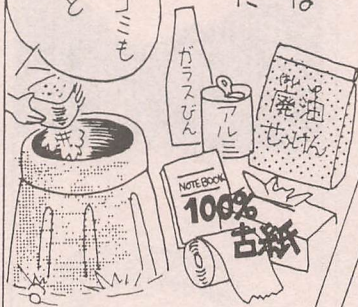
企業や行政の
責任ばかりでなく
さき車の例を
あげたけど
産廃や一般のゴミが
どんどん増えてくるのは
私たちの便利で快適な
生活が生まれ出して
いるのだから
自分たちの生活を
見直すことも
必要だね。



たとえば
どんなふうにか？

まず
ゴミを作らないように
すること。
そして、出てきたゴミは
できるだけリサイクルに
かめることだね。

そうね、家庭から出るゴミも
減らすように努力しないと
いけないわね。



そうだね、ふだんから
節約、省エネ、省資源
に心がけることだね。
これは他の環境問題に
ついても同じだよ
と思うよ。



私は
チラシの裏を
計算や漢字の
練習に使ったり、
えんぴつを
短くなるまで
使ったり
しているわ。



そうそうー
それは大切なことだよ。
そういう小さなことから
積み重ねていけばいいんだ。



他に
どんなことが
できるかな？

みんなそれぞれ
考えてみようー。



今からでも
すぐにできるの
よ、コロンと
少しいきまよう。



私たちのくらしと産業廃棄物

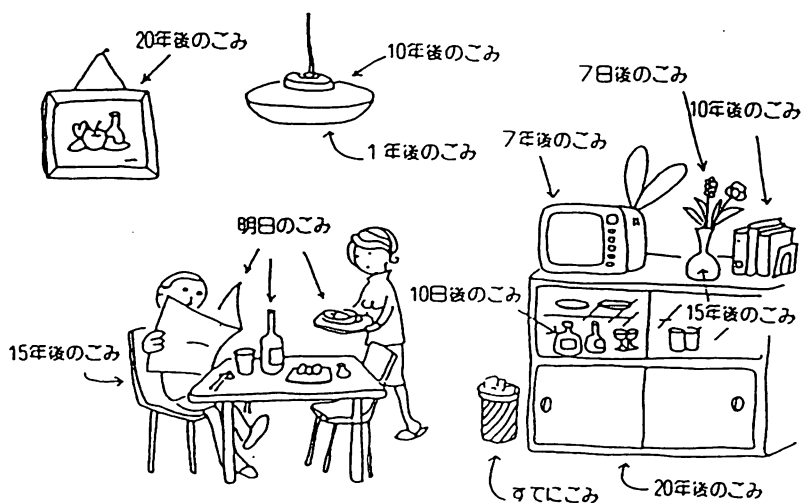
一、私たちのくらしと廃棄物

(1) 廃棄物になる運命のモノ、モノ、モノ

私たちの毎日のくらしを便利で快適なものにするために、「モノ」を一つ購入すると、それに伴って生産や流通の段階でもさまざまな「ゴミ」が出ます。もしそれが冷蔵庫や車などであれば古くなった方を廃棄しなければなりません。どんなにお金をかけた立派な「モノ」でも、いつかは廃棄される運命を持っています。私たちは「ゴミ」を増やすために「モノ」を買っているのかも知れません。

しかし、今まで、「消費は美德」とか「消費者は王様」などともてはやされてきた私たちは、こんなことを考えたことがあったでしょうか。

そして、ひとたびその「ゴミ」が身のまわりから離れてしまうと、その行先などに思いをめぐらすこともありませんでした。



「私たちは、潜在ごみの中で生活しているのです」

Higa Moon

漫画ゴミック「廃棄物」高月 紘著より

(2) 廃棄物の質と量の移り変り

左の図は日本全体の人口と一般廃棄物の排出量の推移を一九八六年を一〇〇として示したものです。三年間にゴミは一割以上も増えています。

またゴミの中身も使い捨てが増々進む中で大きく変わりました。紙おむつ、使い捨て容器、家電製品など。乾電池の水銀や、焼却灰に含まれるダイオキシンなど、いったん地下に入ってしまうと対応の困難となる有害物質も適正処理されているとありがたい状況です。

〇A機器の普及で事業系一般廃棄物に紙類が大幅に増えてきています。熊本市の場合、昭和49年、生ゴミは全体の45%、紙ゴミ24%だったのが、平成3年には、紙ゴミ47%、生ゴミ15%となっています。

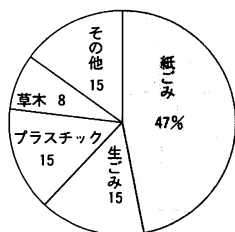
プラスチックの生産量は昭和35年五五万t→昭和63年一、一〇二万tと約二〇倍に増え、プラスチック廃棄物の量は四八八万t(昭和63年)に上っています。燃やすと塩化水素やダイオキシンなどの有害物を発生し、埋め立てても分解されずに残ってしまします。

一般廃棄物の年間総排出量は、昭和63年四、八〇〇万t(国民一人一日あたり約一kg)で、昭和40年代初めと比べて約二倍になっています。

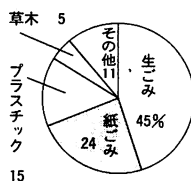
その処理事業費は、日本全体で約一兆四千億円にもなっています。

熊本市の一般廃棄物の種類と量

平成3年(1991年)
30万2千t

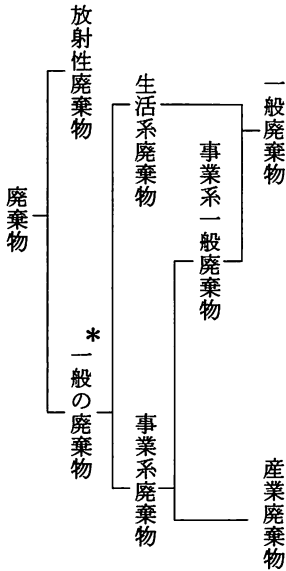


昭和49年(1974年)
13万4千t



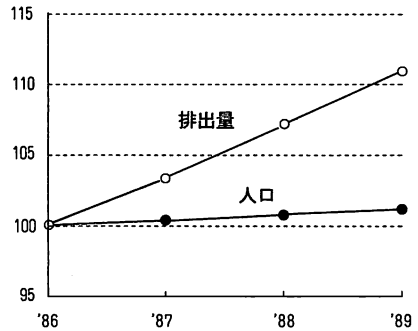
一方、産業廃棄物の年間総排出量は平成2年三億九、五〇〇万tで、五年前より26%増加しています。

廃棄物の分類



*「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でいう廃棄物

一般廃棄物排出量の推移



大阪市の場合

ゴミ全体に対するプラスチックゴミの割合は、昭和33年1%、昭和55年15%

熊本県の場合

一般廃棄物収集量(平成3年度)
六〇万t(一人一日九〇〇g)
このゴミ処理の経費は一八三億七、六〇〇万円(一人年間処理費用約一万円)
産業廃棄物発生量(平成2年)
七四〇万t

一般廃棄物

自治体が収集・処理にあたるが、その75%を焼却処分にしていて廃乾電池の水銀のように有害物質が拡散したり、ダイオキシンが大気を汚染し、または埋め立てられてしまふなど多くの問題を持っている。

分別収集を細かく実施し、ゴミの再利用(資源化)につとめている自治体が少しずつ増えている。

水俣市の場合(平成5年度から実施)

- ①可燃ゴミ
 - ②埋立ゴミ
 - ③粗大ゴミ
 - ④有害ゴミ
 - ⑤資源ゴミ
- の5つに分け、さらに資源ゴミは1.生ビン 2.雑ビン(6色別に分類) 3.空き缶(2種) 4.金属類(2種) 5.紙類(3種) 6.布類と分類収集している。

(3)

熊本市における地下水汚染の実例

有害物質がいったん地下水に入ってしまうと、汚染が判明したとしても汚染源を突きとめることは難しい上に、汚染の範囲は非常に広く、それを除去することは大変困難なことです。

ここ数年の間に、熊本市(清水町高平台・東野)とその周辺地域で問題が起こっています。

高平台の場合、或る事業所が電話機の洗浄のため、トリクロロエチレンを使用し、敷地内に廃棄したものが、十年以上経過してから、基準値の四、〇〇〇倍もの濃度で周辺の井戸水の中に出て来たものです。

調査の結果、昭和42～52年までの十年間に二七、〇〇〇キログラムものトリクロロエチレンが使われていたことがわかりました。

三〇メートル離れたところにある市の水道水源は、取水停止になりました。

回収のための装置もつけましたが、一年かかって全体の一割も除去できず、全部回収するには今後十年から十五年はかかるとも言われています。

長い年月を要してしまつことも大変ですが、その費用に私たちの税金が使われることも考えてみなければなりません。(費用の一部は汚染源の事

「水質汚濁防止法」で規制されている
有害物質

- ・ カドミウムとその化合物
- ・ シアン化合物
- ・ 有機リン化合物
- ・ 鉛及びその化合物
- ・ 六価クロム化合物
- ・ ヒ素及びその化合物
- ・ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- ・ PCB
- ・ トリクロロエチレン
- ・ テトラクロロエチレン

以上の十物質にすぎない。

業所が協力金として負担しています。」

十数年も前のことで現在の法律では、責任を問うことも出来ません。このようなことが今後も起こらないとはいえず、いろいろな角度から防止策の確立が急がれます。

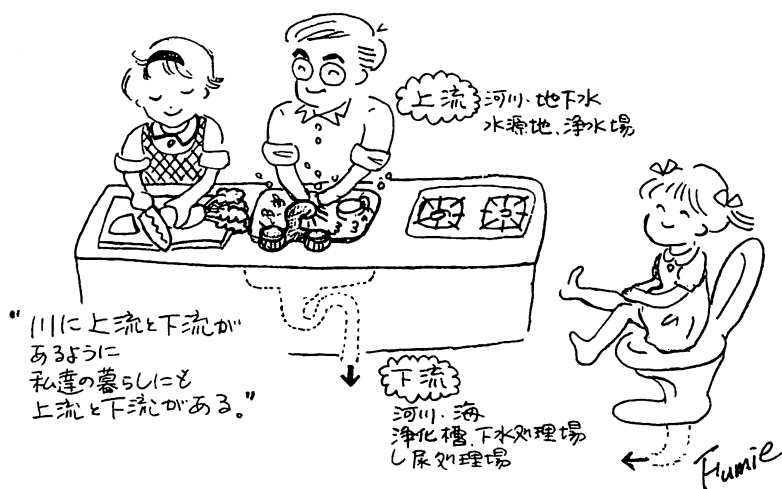
(4) 生活の上流と下流

昔は泳いだり魚を獲ったりした河川が最近ではひどく汚れてしまつて、海に流れこむところ、例えば有明海沿岸などは、ヘドロが堆積し、魚やその他の生き物が住めなくなっています。そのため漁業も成り立たない状況です。

もちろんどの河川も源流域の水はきれいです。

上流域では下水道敷設が困難であるため生活排水をたれ流して、それが河川を汚しています。また工場からの排水が流れこむこともあります。この水を水道水として取っている地域の住民はいつも汚染した水を飲むことになります。

また、私たちの生活にも上流と下流があります。たとえば蛇口をひねった時に出てくる水が、どこからどうやってくるのか



と考えることはあまりありません。使われた排水の行き先に
ついてはなおさらです。

経済行為にも生産という「上流」があり、廃棄という「下
流」があります。

生産現場では、そこで働く人の健康がむしばまれ、いらな
くなつた物を放り出す下流（ゴミ処分場）においても様々な環
境汚染が問題となっています。

あらゆる場面に上流と下流の関係があつて、お互いにつな
がつているのですが、なかなか相手の立場や状況を思いやる
ということが出来ません。

このことを考えてみる必要があります。



生活排水が川へ流れ込む(坪井川)

二、産業廃棄物処理の現状

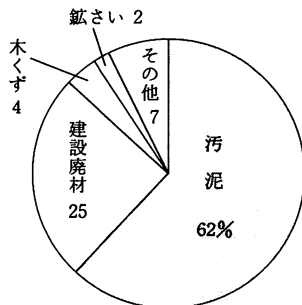
(1) 産業廃棄物と処分場

産業廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)で、次の十九品目

- 1、燃えがら 2、汚泥 3、廃油 4、廃酸 5、廃アルカリ
- 6、廃プラスチック 7、紙くず 8、木くず 9、繊維くず 10、動植物性残渣 11、ゴムくず 12、金属くず 13、ガラスくず及び陶磁器くず 14、鋳さい 15、建設廃材 16、動物のふん尿 17、動物の死体 18、ばいじん 19、以上の廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固型化物) に限られています。

そして、最終処分場は次の図のように三つのタイプに分類され、次のような構造と外部への浸出対策とが義務づけられています。

最も危険なことは、安定型処分場に、故意にあるいは手違いで、管理型、遮断型の廃棄物が埋め込まれることです。地下水や周りの環境への影響は避けられません。



熊本県の産業廃棄物の種類と量
(平成2年)
総発生量は七四〇万t。
農業系と漁業系を除く業種から発生する産業廃棄物の量は四〇〇万tで、その内訳は左のようになっている。

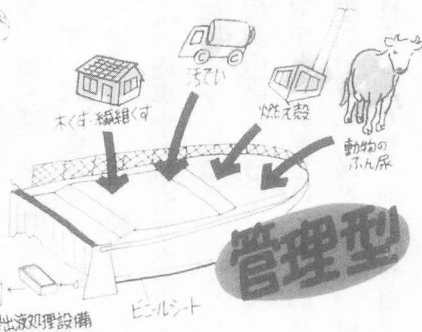
産業廃棄物処分場 3つのタイプ



安定型

処理場からの地下水への影響を防ぐためのしゃ水工事・ガスの排出のための通気装置を設置しなければならない。

浸出水の定期的な検査と処理設備の義務がある。



管理型



遮断型

最も毒性の強い廃棄物の処分場で、雨水の流入を防止し、内部仕切り・腐食防止などの工事が義務付けられている。

三つの型の問題点

安定型

安定五品目と言えども長い年月を経るうちにどのような変化を生じているのかわからない。分別もきちんと行われているとは思えない。医療廃棄物が持ち込まれている例もある。

管理型

溶出試験で基準値を超えないものを入れるが、この試験はあくまでも試験管内でなされているのであり、酸化の激しい土壌内と違うのは問題である。

アメリカは二重ライナー構造とモニタリングを義務づけ、化学物質のチェックをして検出されたら搬入を禁止する。

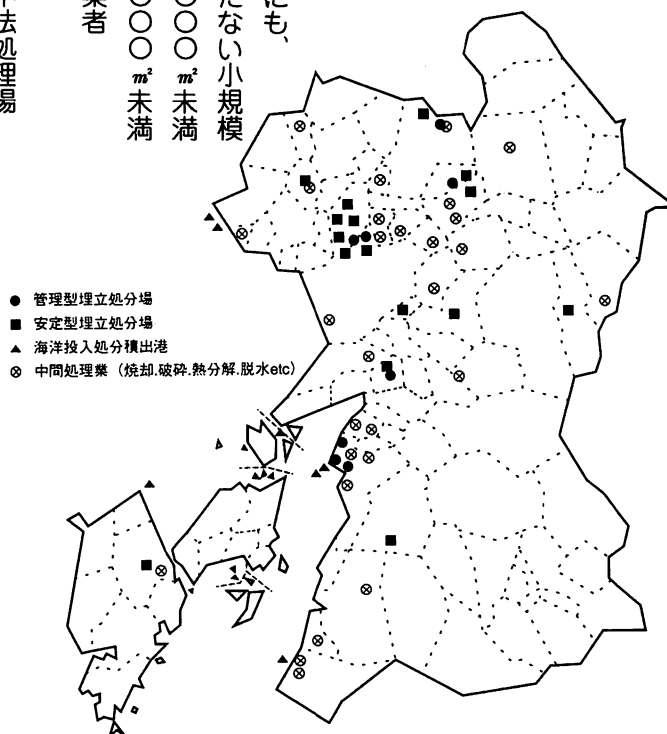
処分場閉鎖後も適切な浸出液の処理が行なわれる保証はない。ゴムシートの耐久性にも疑問がある。

遮断型

遮断のためのコンクリートが腐蝕したり、亀裂が入った例がある。

熊本県内の産業廃棄物処理施設は左の図に示すとおりです。

- これらの他にも、
 ①届出に満たない小規模
 ・管理型一〇〇〇^m未満
 ・安定型三〇〇〇^m未満
 の処理場・業者
 ②不法投棄
 ③無届け、不法処理場
 等が多数存在しています。



資料：熊本県産業廃棄物処理業者名簿（平成2年10月）
 熊本県環境公害部

中間処理施設	128ヶ所	（平成2年末現在）
汚泥の脱水施設	72	
廃プラスチックの焼却施設	35	
廃油の焼却施設	8	
最終処分場	32ヶ所	
	（平成3年3月現在）	
安定型	20	
管理型	10	
遮断型	2	
となつてゐるが、最終処分場の 残余年数は少ない。		

（全国平均で一・七年）

(2)

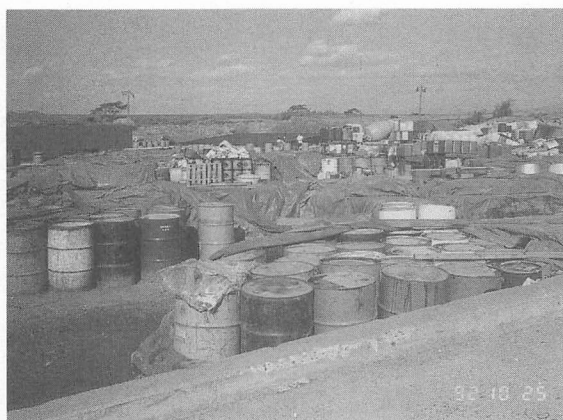
熊本県における処理・処分場の問題点

中間処理場・最終処分場の両方で問題が発生していますが、中でも八代の昭和同仁地区と敷川内に、現行の処理システムがかかえる問題の本質をみることができます。業者委託による産廃の処理の今後に大きな不安をいだかざるをえません。

昭和同仁地区は、水田の後利用として始めた養鰻の池を、処理業者が「不用になった瓦などの捨て場にしたいので……」というふれ込みで買い上げています。

アツという間に「ミミの山」が出来、住民が「おかしい」と思い始めた時は、あらゆるゴミが昼夜をとわずトラックで運びこまれ、焼却の際のバイ煙や異臭がひどく、窓を開けられないほどでした。

この業者は敷川内では、埋立後

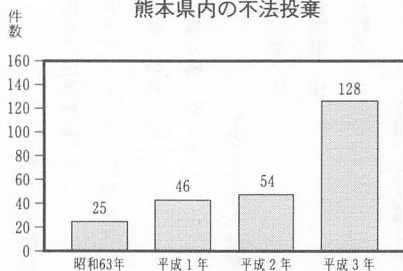


(昭和同仁地区)

不法投棄

年間二、〇〇〇件以上(全国)

熊本県内の不法投棄



アメリカでの有害廃棄物の取り扱い「資源保全再生法」(RCRA法)に基づいて、排出事業者が発生から処分までの全責任を負うことになっている。また「総合的環境対策補償および責任に関する法律」(スーパーファンド法)により、汚染地浄化のための信託基金制度を設けて、問題が起こった時に備えている。

は果樹園にするとの口実で、不法に様々の廃棄物を持ち込みました。しばらくして異臭が漂い始め、まわりの木々が変色して枯れ、浸み出してくる水がお湯のようになることもありました。

これらの不法投棄が摘発され、この業者は営業停止処分を受け、事実上、倒産しました。

このため、昭和同仁地区には未処理の膨大な廃棄物が山積みそのまま残され、敷川内も土の中に有害物質をかかえこんだまま、放置されています。

排出事業者の責任も問えない、処理業者も倒産を理由に後片付けをやるうとしない、行政もまた、今の法の範囲では適切な手を打てないと対応は遅れています。

(3) 廃掃法の問題点

廃掃法は一九九二年に一部改正されましたが、以下の問題点が残っています。

。処分場建設は届出制から許可制になりましたが、許可基準を厳密にするなど住民や環境を守る視点が欠落しています。法律上の基準をみたしていれば、住民の反対があっても建設が許可されます。

有害物質のばば抜き

水質汚濁防止法や大気汚染防止法などによる、法的規制の強化によって、河川そして大気には、排水処理や排ガス処理が施されたきれいな(？)水や空気が排出されるようになった。その一方で、有害化学物質の最終集積地として、様々な問題を起こしているのが、汚泥やばいじんが持ち込まれる廃棄物の埋立処分場である。現行の土壌汚染防止法は農地だけに適用されるもので、土壌や地下水を汚染からまもる上では、限界がある。

。排出事業者の責任が不明確です。処理業者による不法投棄が発生した場合でも、排出事業者が委託基準を守っている限り、なんら責任を問えません。

。改定された廃掃法では新しく特別管理廃棄物が指定されていますが、有害廃棄物の種類は非常に限定されています。

。廃掃法で産業廃棄物は、十九品目に限られていて、この中に入らないものは一般廃棄物となりますが、次のような矛盾が出てきています。

紙くず	木くず	泥	汚
出版業から出るもの → 産業廃棄物	事業所(OA用紙)から出るもの → 一般廃棄物	古い木造の家を壊した場合 → 産業廃棄物	新築の家を造る際の木くず → 一般廃棄物
		汚泥(産廃)を残土として不法投棄	しゅんせつの汚泥 → 産廃として扱わない

有害廃棄物の外国との比較
年間発生量

日 本	70 万 t
西ドイツ	550 万 t
アメリカ	2 億 7500 万 t

日本は発生量が少ないようだが元々規制されている有害物質の種類が全く違う。

法規上の有害物質の種類

日 本	1971 年	7 種
	1977 年	8 種
	1989 年	10 種
	(P C B 追加)	
西ドイツ	1989 年	85 種
アメリカ	1980 年	150 種
	1989 年	450 種

三、明日へ向けて

産業廃棄物をめぐる問題は、決して単純なものではありません。

生産・流通・消費・廃棄の各段階で、様々な取り組みが必要です。根本的な解決は、廃棄物を減らす工夫をした生産方法・体系や私たちのくらしのあり方を確立していく以外には望めません。

生産過剰をやめ、消費をひかえて、資源を循環させて使う社会を作っていくことは、地球規模で拡大していくさまざまな憂慮すべき事態の進行をくいとめるためにも、大切なことだと思われまふ。

そのためには、一人一人の価値観を大きく変えていく努力を必要とします。産業界にも、経済性よりも人命尊重や環境保全を優先させる理念を持つてもらわなければなりません。

また、資源の再生、再利用を広げ、定着させるために、行政が積極的に関与し、取り組むことを希望します。

廃棄物の地域内処理を原則とし、処理の全般にわたって、より厳しい責務と規制力を持つ法へと大幅な見直しが必要です。

国民全体としては関心の低かった産業廃棄物の問題を、広くみんなの課題

デポジット制

販売の際に容器の預かり金(デポジット)を料金に上乗せし、消費者が小売店に容器を返却すると上乗せ分の預かり金を払い戻す制度。消費者に経済的な負担を負わせることによって、空き缶などの回収率を上げることが目的としている。

デポジット制度の拡大

ジュースやビールの空き缶に「飲んだ後はリサイクルにまわしましょう」とうたっているが、実際にはメーカーや小売店による回収は広くは行われていない。空き缶はもちろん、乾電池にもこの制度を採用したほうが良い。

としてとらえ直し、その解決に向けて、私たちは次のような提言をします。

(1) 事業所として

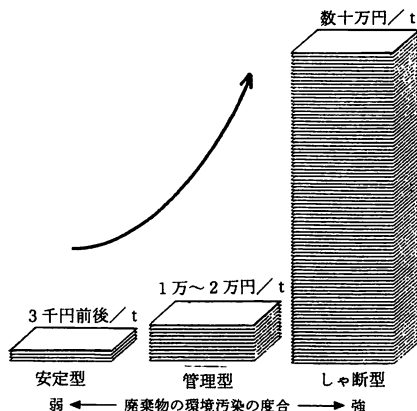
- 。排出責任を最後まで取ること。
- 。廃棄する際のことを考慮して、製品をつくること。(製品アセスメント)
- 。再生利用しやすい製品を作る努力をすること。
- 。廃棄物処理をやむをえず外部に委託する場合は、相応の経費を負担すること。

。廃棄物処理の工程を生産過程にくみ入れること。

(2) 処理業者として

- 。法令に定められた基準を守ること。
- 。処分場建設にあたっては事前調査・情報公開などをして、周辺住民の了解を得ること。
- 。地域住民と協定を結び、環境保全に努力すること。
- 。マニフェスト伝票の使用を徹底すること。

廃棄物処理の費用



住民の納得を得るために

- 1、許可条件以外の物はいれない。
- 2、道路の管理・補修をする。
- 3、一日何台という条件を守る。
- 4、中間処理施設で徹底分別をする。
- 5、埋立後の覆土作業をきちんとする。

(3) 行政として

- ・人命や環境を守るという視点を盛り込み公正に法を整備すること。
- ・排出事業者の責任を具体的に問える内容にすること。
- ・最終処分場の立地基準を厳密にし、水源や学校や病院などの近くには作らないようにすること。

・跡地管理の基準を明確にすること。

・マニフェスト制の活用を徹底させること。

・リサイクルを進めるための資金援助や指導をすること。

・「水道水源水質保全法案」（仮称）の成立に向けて、努力すること。

(4) 生活者として

豊富な「モノ」にかこまれているが、いずれは「ゴミ」となる物の中に埋もれてくらす自分の姿を想像してみましよう。

便利さや快適さのみを商品に求めるのはもう止めたいものです。

産業が廃棄物を作り出すことには違いないのですが、その産業を支えているのは、他ならぬ私たちの消費生活であることをもう一度心にとめてみ

イタリアでは、

プラスチック製の袋を飲みこんで窒息死したくじらに衝撃を受け、市民運動が高まり環境保護のための法律を作って一九九一年に非分解性のプラスチック袋を全廃した。

水道水源水質保全法案

安全でおいしい水の供給を目指して、厚生省が提出しようとしているもので、水道の蛇口からの水だけでなく、水源そのものの水質保全に乗り出す法案

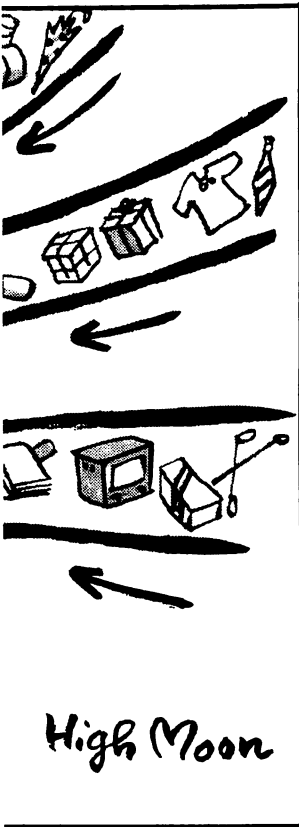
①水質保全のための事業と規制措置の進め方の基本方針を国が提示
②特別保護区域設定などの規制措置を地方自治体が導入

③下水道、合併浄化槽の整備など水質保全事業を公共事業で計画的に推進
が柱になっている。

る必要があります。

また、買物をする際に、企業の製造責任や環境保護への努力などの社会的良心度を測って選ぶようにしていけば、次第に改善されていくのではないのでしょうか？

「安ければよい」という考えも改めなければなりません。高くても環境を守るため、再生・再利用のため努力している企業の製品を買い、産業のあり方を私たちの力で変え、これ以上の環境破壊や人命軽視をさせない努力を払いたいものです。



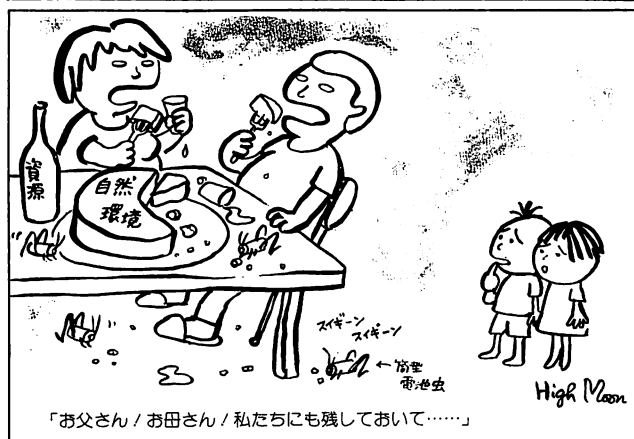
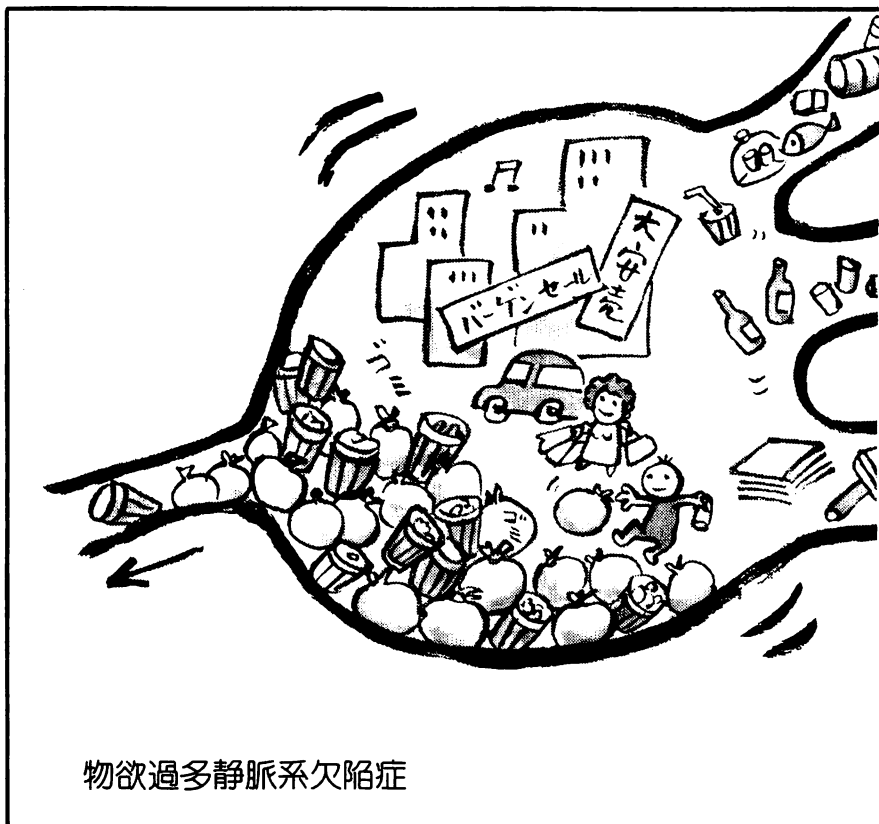
新しい消費者運動

アメリカでは「よりよい世界をつくるためのショッピング」という本がベストセラーになっている。

これは市民の側から企業の社会的良心度を次の10の観点から評価するものである。

- ①寄付 ②女性の登用
 - ③マイノリティー登用 ④動物保護
 - ⑤情報公開 ⑥地域への貢献
 - ⑦南アとの取引 ⑧環境保護
 - ⑨福利厚生 ⑩労働環境
- 一人一人の投票が政治のあり方を変えられるように、日々の買い物で企業のあり方、ひいては社会のあり方を変えていこうとする運動である。

作者注：この病気は、生活スタイルを変えないと治りません。



漫画ゴミック「廃貴物」高月 紘著より

おわりに

産業廃棄物について簡単に述べましたが、まだ言い足りないことがたくさんあります。

「産業廃棄物を考える熊本連絡会」の設立に際し、県下のいろいろな処理、処分場を見、現地の人の話を聞きました。そして、これは国全体で取り組み直すべき、しかも急を要する問題だとの思いをますます強くしました。

ドイツでは「廃棄物を出さない企業の技術や理念」までも法律で規定しています。国の問題として、正面から取り組み姿勢は先進国の模範となるものです。

また、八代・昭和同仁地区や熊本市の高平台の例に見るように、現状回復には大変な費用がかかります。これに学んで問題発生に備えた「基金制度」を創るべきでしょう。

ゴミの減量化やリサイクル運動も少しずつですが、積極的に進められています。

排出企業・処理業者・行政・住民が反目し合うのではなく、この問題をもっと公開し、真の解決のために、経済優先を改め、生命・環境重視の取り組みをすくにも始めなければなりません。

近い将来、私たちの国土が「ゴミの山に埋もれてしまわないように、きちんとした政策が取られるよう、要望していきたいと思います。

熊本県内の問題発生地域（アンケートを基に作成）

地域	分類	経過と現状
八代市 敷川内	不法投棄	[○]九州環境開発が、昭和六十二年四月から平成四年五月まで5カ年間で推定七万千tの産業廃棄物を不法投棄。 処理業者は平成四年九月二九日営業停止処分を受け事実上倒産。 廃棄物はそのまま放置。
八代市 昭和	安定型 管理型 しゃ断型 中間処理 （承継した業者が操業中）	[○]九州環境開発による産業廃棄物の不適正処理（汚泥・燃えがらが約三万t、廃油・廃酸がドラム缶約三千本、貯留槽が約一万本）。 平成五年九月一二日県は承継した[○]クリーンアメニティを許可。 未処理の廃棄物はそのまま放置。（一部はモルタル吹付）
八代市 二見	管理型 （建設途中）	二見川の水源地で、河川、地下水の汚染をおそれ、平成二年四月「二見地区産廃処分場設置反対対策協議会」を設立。 県・市に対し、建設反対の陳情、請願を繰り返す。 現行法のもとでは建設阻止は困難と判断し、平成四年二月公害防止協定書を結ぶ。 その直後この業者（九州環境開発）の不法投棄が発覚し、事実上の倒産により、建設工事中断。平成五年一月[○]クリーンアメニティが承継し、七月県はこれを許可。

地 域	分 類	経 過 と 現 状
山鹿市 川辺	安定型 (建設許可済)	学校のすぐ横に建設計画のため、教育環境の破壊を心配、また飲料水、農業用水の汚染が懸念され反対。 平成三年一〇月「川辺校区産廃施設設置反対の会」を結成。 業者に対して処分場の建設工事禁止の仮処分を申請中。
一の宮町 坂梨	安定型 管理型 しゃ断型 (建設予定)	地下水の汚染を懸念し、平成五年五月「阿蘇の水を守る連絡協議会」を中心として建設反対の署名運動を興す。 五月三一日県に陳情、六月一の宮町に陳情、議会において採択された。阿蘇町においても請願書が六月議会において採択された。
坂本村 今泉	管理型 (建設許可済)	建設反対の住民は、平成四年一〇月以降、20数回、県に陳情を繰り返すが、平成五年九月一日に日本製紙㈱八代工場に建設許可があり、白紙撤回を目指している。 建設予定地から山をへだて下流の地域に当たる八代市の高田地区では、「高田の地下水を守る会」を結成。(生活用水全て地下水を使用) 八代市、日本製紙に要望書を提出。
甲佐町 麻生原	中間処理 (建設予定)	平成五年一月業者と町は説明会を開き、安定型処理場と中間処理場の計画を提示。 二月建設反対を町に陳情。六月町議会に再陳情、賛成11、反対2で採択される。八月業者は計画を変更して、中間処分場のみを申請。

矢部町 北中島	安定型 管理型 しゃ断型 (建設予定)	矢部町議会上に陳情書提出。 平成五年一〇月五日地権者、同意書を撤回することを決議。 下流域の御船町では、平成五年一月九日「御船町産廃処理場反対期成会」を結成。 二月二八日産廃処分場建設反対御船町民総決起大会を開催。
相良村 井沢	管理型 (建設予定)	(一般廃棄物の最終処分場) 平成五年三月「井沢廃棄物最終処分場建設に反対する住民の会」を結成。 四月村長に建設中止を求める要望書提出。九月六日人吉球磨広域行政組合と村に計画の撤回を陳情。 一〇月四日村長に質問書と反対の決議事項を提出。
蘇陽町	中間処理 (操業中)	平成四年九月一四日(有)阿蘇科学中間処理工場が焼却設備改造計画を町に提出。 計画書が提出される以前から、悪臭の苦情が周辺住民から再三にわたり寄せられていた。住民の不安が解消されないままの改造計画には反対。 平成五年四月二日蘇陽町環境保全審議会でも反対決議。四月一五日臨時町議会で反対意見書決議。
人吉市 大畑	安定型 (建設許可済)	学校が近くにあり、交通事故や教育に与える影響が心配であるという理由で処分場変更を求める陳情。市は適正な処分場は必要なこと、地域に関する問題であることから、市が中に入り住民調整中。

「ゴミ」と経済活動

「産業廃棄物を考える熊本連絡会」代表 緒方 意一郎

私たちの便利な生活がつくりだす膨大で有害な「ゴミ」は「地球自然」の浄化能力を破壊し、人類の生存を危うくしている。

今年の異常気象は今までで一番ひどかった。

長雨と台風による雨量は記録的であった。

地球上の絶対水量は一定であるから、どこかに雨が集すれば、どこかが水不足で困ることになるはずだ。

経済活動もこれと同じである。どこかが豊かになった分どこかがそれだけ貧しくならざるを得ない。経済という水は一定だからである。

問題は経済という水が一カ所に過剰集中すれば弊害として環境破壊が生じ、さらに大変なのは地球規模で問題が拡散されることである。

地球はオブラートの様な薄いオゾン層で包まれている。空気も水もその下の対流圏で回っているだけだ。

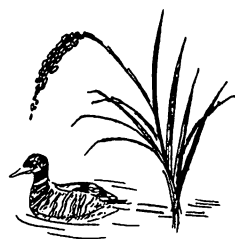
自然の浄化能力を越えた汚染は濃縮され異常気象の一因

になったものと考えられる。

私たちは本当の豊かさとは何なのか足を止めて考える時が再度来たのではなからうか。

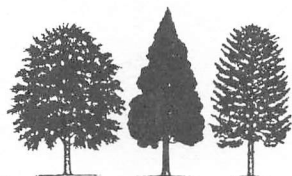
今年の天気を、今までにない大きな天の声として素直に聞くべきではなからうか。

物より命だ。生活よりも命だという当然のだれにでも分かる答えを恐れずに認めることから始めるしかないと思うのである。



参 考 資 料

- ・「産業廃棄物」 高杉晋吾 岩波新書1992
- ・漫画ゴミック「廃貴物」 高月 紘 (株)日報1986
- ・地球環境白書「今『ゴミ』が危ない」 驚異の科学シリーズ⑥ (株)学研1991
- ・「今地球を救う本」 地球環境大辞典 UTAN 編集部 (株)学研1991
- ・「地球を生きる55の方法」 編集 下郷さとみ (株)ほんの木1990
- ・「現代のごみ問題 技術編」 田中 勝・高月 紘 中央法規出版1983
- ・「医療廃棄物 その適正処理を考える」 田中 勝・高月 紘 中央法規出版1990
- ・「廃棄物対策基本指針」 日本社会党熊本県本部 1993



本書の申込みは下記へ

「産業廃棄物を考える熊本連絡会」 事務局

〒862 熊本市田迎町出仲間402-3 TEL (096)379-6858

荒木 方 郵便振替口座 熊本 5-11978

編集委員

マンガ 坂本桂子

編集 荒木ひとみ 井上 智 緒方意一郎 佐藤玲子 末武信二郎

監修 宮北隆志 (熊本大学医学部)

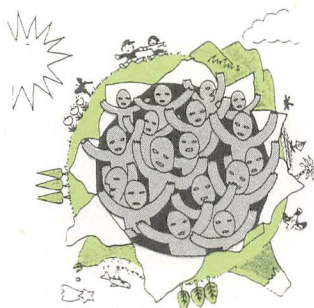
印刷・製本 ホープ印刷(株)



この冊子は再生紙を使用致しております

— 内容目次 —

☆マンガ「さんばいってなあに？」	3
☆本文　私たちのくらしと産業廃棄物	
一、私たちのくらしと廃棄物	17
二、産業廃棄物処理の現状	23
三、明日へ向けて	29
☆資料　熊本県内の問題発生地域	35



編集・発行

産業廃棄物を考える熊本連絡会

1993年11月発行

定価・500円（送料別）